

2025年6月30日
全国港湾 24 発第 135 号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内



放射線検査を不要とする動きに係る対応について

周知の通り、本年7月1日より東京電力が放射線検査の検査費用を補助しないこととなった結果、日港協は労使政策委員会(5月30日開催)において「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題(中古自動車・建機等)に関する暫定確認書((2011年8月17日付け)」に基づく検査をやめることができないか、そのための協議を行うことを申し入れてきた。

6月17日、同月20日に協議したが、協議は整わず、全国港湾は日港協に対し、港湾労働者の安全を確保するために検査済ステッカーのない中古自動車(建機)の荷役はできない旨を通知した(公文126号/6月20日付)。同時に、各単組・地区港湾に対し、同主旨の取り組み指示を行った(公文127号/6月20日付)。

以上の経過を踏まえ、6月30日に労使協議を行い、下記の確認を行ったので、各単組・地区港湾は、そのための対応を図られたい。

記

1. 労使確認事項

- (1) 当該暫定確認書について25年10月末を目途に見直しを行う。中古建機の検査の見直しは行わない。
- (2) その間は、暫定協定に基づく検査体制を維持する。但し、内航船に限っては、自社検を認める(検査証の貼付を要す)。

2. 以上の労使確認に基づき、各単組・地区港湾は混乱なきよう取り組まれたい。

なお、自社検で対応する場合は、当該労使の確認を行うとともに、その旨を全国港湾に報告されたい。

以上

<添付> 日港協の事務連